



発行 東京都

目次

規則

○令和三年度における職員の夏季休暇の特例に関する規則……………（総務局人事部職員支援課）……………二

○東京都立看護専門学校学則の一部を改正する規則……………（福祉保健局医療政策部医療人材課）……………二

告示

○都市計画事業の事業計画の変更認可（二件）……………（都市整備局都市基盤部調整課）……………二

○土地区画整理事業の事業計画の変更……………（都市整備局市街地整備部区画整理課）……………三

○市街地再開発組合の設立認可……………（都市整備局市街地整備部再開発課）……………三

○市街地再開発組合の事業計画の変更認可……………（同）……………三

○建築基準法による一団地の区域……………（都市整備局市街地建築部建築指導課）……………三

○家畜伝染病予防法による家畜検査の実施……………（産業労働局農林水産部食料安全課）……………四

○豚熱の予防注射の実施……………（同）……………五

○東京港湾港湾隣接地域の指定及び指定解除……………（港湾局港湾経営部経営課）……………六

規則（教）

○令和三年度における学校職員の夏季休暇の特例に関する規則…………………………八

告示（選）

○個人、政党及び政党等演説会場の指定取消し…………………………八

○政治団体の届出…………………………八

○政治団体の届出事項の異動の届出…………………………〇

○政治団体の解散の届出…………………………三

○資金管理団体の指定の届出…………………………四

○資金管理団体の届出事項の異動の届出…………………………五

○資金管理団体の取消しの届出…………………………六

告示（公）

○技能検定員審査の実施…………………………七

○教習指導員審査の実施…………………………八

告示（海区漁調）

○東京海区におけるうみがめの採捕の制限…………………………九

規程（文）

○令和三年度における東京都交通局企業職員の夏季休暇の特例に関する規程…………………………〇

規程（水）

○令和三年度における東京都水道局職員の夏季休暇の特例に関する規程…………………………〇

規程（下水）

○令和三年度における東京都下水道局企業職員の夏季休暇の特例に関する規程…………………………〇

公告

○令和二年度行政書士試験の合格者の合格の取消し……………（総務局行政部振興企画課）……………〇

○令和二年度行政書士試験合格者の追加決定……………（同）……………三

○認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出……………（生活文化局都民生活部管理法人課）……………三

○認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出……………（同）……………三

○東京ウイメンズプラザの休館……………（生活文化局都民生活部東京ウイメンズプラザ）……………三

○令和三年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施……………（都市整備局市街地建築部建築企画課）……………三

○開発行為に関する工事完了……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）……………三

○低NOx・低CO2小規模燃焼機器の認定……………（環境局環境改善部大気保全課）……………三

○令和三年度製菓衛生師試験の実施……………（福祉保健局健康安全全部健康安全課）……………四

- 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出…(産業労働局商工部地域産業振興課)…五
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出…(同)…六
- 大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出…(同)…六
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要…(同)…七
- 土地収用法による収用の裁決手続開始…(東京都収用委員会)…七

規則

令和三年度における職員の夏季休暇の特例に関する規則を公布する。

令和三年三月五日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第十七号

令和三年度における職員の夏季休暇の特例に関する規則

令和三年度における職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則(平成七年東京都規則第五十五号)第二十六条第一項の規定の適用については、同項中「七月一日から九月三十日まで」とあるのは、「五月一日から十一月三十日まで」とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都立看護専門学校学則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月五日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第十八号

東京都立看護専門学校学則の一部を改正する規則

東京都立看護専門学校学則(昭和四十六年東京都規則第七十三号)の一部を次のように改正する。

第三十条中「定め、」の下に「当該保証人と連署した」を加える。

別記第三号様式中「㊦」を削る。

別記第四号様式中「㊧」を削る。

別記第六号様式中「㊨」を削る。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都立看護専門学校学則別記第三号様式、別記第四号様式及び別記第六号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告示

●東京都告示第二百二十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき昭和四十五年東京都告示第千二百二十五号小平都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和三年三月五日

東京都知事 小池 百合子

- 一 施行者の名称 小平市
- 二 都市計画法事業の種類及び名称 小平都市計画下水道事業小平市公共下水道
- 三 事業施行期間 昭和四十五年十一月十六日から令和七年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

●東京都告示第二百二十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき昭和三十九年建設省告示第三千三百六十五号東村山都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように

告示する。

令和三年三月五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 東久留米市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東村山都市計画下水道事業東久留米市公共下水道
- 三 事業施行期間 昭和三十九年十二月十六日から令和七年三月三十一日まで
- 四 事業地
 - 収用の部分 変更なし
 - 使用の部分 変更なし

●東京都告示第二百二十二号

東京都都市計画事業瑞江駅南部土地区画整理事業の事業計画を変更したので、土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第五十五条第十三項において準用する同条第九項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年三月五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 土地区画整理事業の名称 東京都都市計画事業瑞江駅南部土地区画整理事業
- 二 事務所の所在地 中央区勝どき一丁目七番三号 東京都第一市街地整備事務所
- 三 事業計画の決定の年月日 昭和六十三年四月十四日
- 四 事業施行期間

昭和三十九年四月十四日から令和三年三月三十一日まで

で

- 五 変更の内容 事業施行期間を令和八年三月三十一日まで延長する。
- 六 変更の年月日 令和三年三月五日

●東京都告示第二百二十三号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第十一条第一項の規定に基づき大崎駅西口F南地区市街地再開発組合の設立を認可したので、同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和三年三月五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 組合の名称 大崎駅西口F南地区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間 令和三年三月五日から令和八年十一月三十日まで
- 三 施行地区 品川区大崎三丁目地内
- 四 事務所の所在地 品川区大崎三丁目七番二号
- 五 設立認可の年月日 令和三年三月五日
- 六 事業年度 四月一日から翌年三月三十一日まで
- 七 公告の方法 事務所の掲示板に掲示し、特に必要があるときは官報

に掲載してこれを行う。

八 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限 令和三年四月三日

●東京都告示第二百二十四号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき茗荷谷駅前地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和三年三月五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 組合の名称 茗荷谷駅前地区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間 平成十七年十一月二十五日から令和三年五月三十一日まで
- 三 施行地区 文京区大塚一丁目地内
- 四 事務所の所在地及び設立認可の年月日 文京区大塚一丁目四番十五―一四〇九号 平成十七年十一月二十五日
- 五 事業計画の変更の認可の年月日 令和三年三月五日

●東京都告示第二百五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条

第一項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和三年三月五日

東京都知事 小 池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番

認定年月日

世田谷区船橋六丁目三十一番一及び
同番四
令和三年二月十七日

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課 (東京都庁第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第二百二十六号

家畜伝染病予防法 (昭和二十六年法律第六十六号) 第五条第一項の規定に基づき、家畜又はその死体の所有者に対し、家畜又はその死体について、次のとおり家畜防疫員の検査を受けるべき旨を命ずる。

令和三年三月五日

東京都知事 小 池 百合子

一 プルセラ症検査

(一) 実施の目的

プルセラ症の発生の予防

(二) 実施する区域及び期日

実施する区域については都内全域とし、実施の期日については令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日とする。

(三) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域で飼養されている牛のうち、家畜伝染病予防法施行規則 (昭和二十六年農林省令第三十五号) 以下「省令」という。) 第九条第二項第一号から第四号までに掲げるもの。ただし、家畜保健衛生所長が検査を不要と認めた牛を除く。

省令別表第一に定める方法

(四) 検査の方法

省令別表第一に定める方法

二 結核検査

(一) 実施の目的

結核の発生の予防

(二) 実施する区域及び期日

実施する区域については都内全域とし、実施の期日については令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日とする。

(三) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域で飼養されている牛のうち、省令第九条第二項第一号から第四号までに掲げるもの。ただし、家畜保健衛生所長が検査を不要と認めた牛を除く。

(四) 検査の方法

省令別表第一に定める方法

三 ヨーネ病検査

(一) 実施の目的

ヨーネ病の発生の予防

(二) 実施する区域及び期日

実施区域
八王子市及び町 令和三年五月一日から同年六月三十一日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日

生所長が指定する日

青ヶ島村及び小 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日

ただし、右に定めるほか、家畜保健衛生所長が必要と認める場合は、実施する区域については都内全域とし、実施の期日については令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日とする。

(三) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
ア 実施する区域で飼養されている牛のうち、省令第九条第二項第一号から第四号までに掲げるもの。ただし、六箇月齢未満の牛及び家畜保健衛生所長が検査を不要と認めた牛を除く。
イ 搾乳及び繁殖の用に供することを目的として東京都の区域外から移入した牛。ただし、六箇月齢未満の牛及び家畜保健衛生所長が検査を不要と認めた牛を除く。

(四) 検査の方法

省令別表第一に定める方法

四 伝達性海綿状脳症検査

(一) 実施の目的

伝達性海綿状脳症の発生の状況及び動向の把握

(二) 実施する区域及び期日

実施する区域については牛海綿状脳症対策特別措置法 (平成十四年法律第七十号) 第六条第二項ただし書に規定する場合を除き都内全域とし、実施の期日については令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

での間において家畜保健衛生所長が指定する日とする。

(三) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域で死亡した牛、めん羊及び山羊の死体のうち、省令第九条第二項第五号及び第六号に掲げる死体。ただし、家畜保健衛生所長が検査を必要と認めたものに限る。

(四) 検査の方法

省令別表第一に定める方法

五 馬伝染性貧血検査

(一) 実施の目的

馬伝染性貧血の発生の予防

(二) 実施する区域及び期日

実施する区域については都内全域とし、実施の期日については令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日とする。

(三) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域で飼養されている馬のうち、家畜保健衛生所長が検査を必要と認めたもの。

(四) 検査の方法

血清抗体検査

六 豚熱検査

(一) 実施の目的

豚熱の発生の予察

(二) 実施する区域及び期日

実施する区域については都内全域とし、実施の期日については令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日とする。

する。

(三) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域で飼養されている豚及びいのししのうち、家畜保健衛生所長が検査を必要と認めたもの。

(四) 検査の方法

臨床検査、血清抗体検査及びウイルス分離検査

七 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ検査

(一) 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生の予察

(二) 実施する区域及び期日

実施する区域については都内全域とし、実施の期日については令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日とする。

(三) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域で飼養されている鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥のうち、家畜保健衛生所長が検査を必要と認めたもの。

(四) 検査の方法

臨床検査、血清抗体検査及びウイルス分離検査

八 腐蛆病検査

(一) 実施の目的

腐蛆病の発生の予防

(二) 実施する区域及び期日

実施する区域については都内全域とし、実施の期日については令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日とする。

日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日とする。

(三) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域で飼養されている蜜蜂のうち、東京都の区域を越えて移動するもの及び家畜保健衛生所長が検査を必要と認めたもの。

(四) 検査の方法

肉眼的検査、ミルクテスト及び細菌学的検査

●東京都告示第二百二十七号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第六条の規定に基づき、豚熱の発生を予防するための注射を次のとおり実施する。

令和三年三月五日

東京都知事 小 池 百合子

一 実施の目的

豚熱の発生予防

二 実施する区域

都内全域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域で飼養されている豚及びいのししのうち、家畜防疫員が必要と認めるもの

四 実施する期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

五 注射の方法

皮下又は筋肉内注射

●東京都告示第二百二十八号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条第一項の規定に基づき、東京港湾隣接地域を次のように指定及び指定解除したので、同法第三十七条の二第三項の規定により告示する。

なお、関係図書は、東京都港湾局港湾経営部に備え置いて縦覧に供する。

令和三年三月五日

東京都知事 小 池 百合子

一 東京港湾隣接地域の指定の範囲

(一) 基点一から基点六までを順次直線で結んだ線及び基点六と基点一とを直線で結んだ線により囲まれた江東区海の森二丁目の陸域

基点一 三等三角点三番台場（北緯三十五度三十八分二秒、東経百三十九度四十六分二十三秒）から百四十八度十八分六秒三千九百八十九・〇メートルの地点

基点二 基点一から三百一度二分二秒二十九・八メートルの地点

基点三 基点二から三十一度二分五秒二百三十・〇メートルの地点

基点四 基点三から三十一度二分四秒二百三十・〇メートルの地点

基点五 基点四から百二十一度一分八秒二十九・八メートルの地点

基点六 基点五から二百十一度一分五秒二百三十・〇メートルの地点

二 東京港湾隣接地域の指定解除の範囲

(一) 基点一から基点六までを順次直線で結んだ線及び基点六と基点一とを直線で結んだ線により囲まれた江東

区海の森二丁目の陸域

基点一 三等三角点三番台場（北緯三十五度三十八分二秒、東経百三十九度四十六分二十三秒）から百四十七度五十四分五十九秒三千九百九十七・八メートルの地点

基点二 基点一から三百一度二分二秒二十・〇メートルの地点

基点三 基点二から三十一度一分五秒二百十・〇メートルの地点

基点四 基点三から三十一度一分四秒百八十二・〇メートルの地点

基点五 基点四から百二十一度一分八秒二十・〇メートルの地点

基点六 基点五から二百十一度一分五秒百八十二・〇メートルの地点

(二) 基点一から基点四までを順次直線で結んだ線及び基点四と基点一とを直線で結んだ線により囲まれた江東区新砂二丁目の陸域

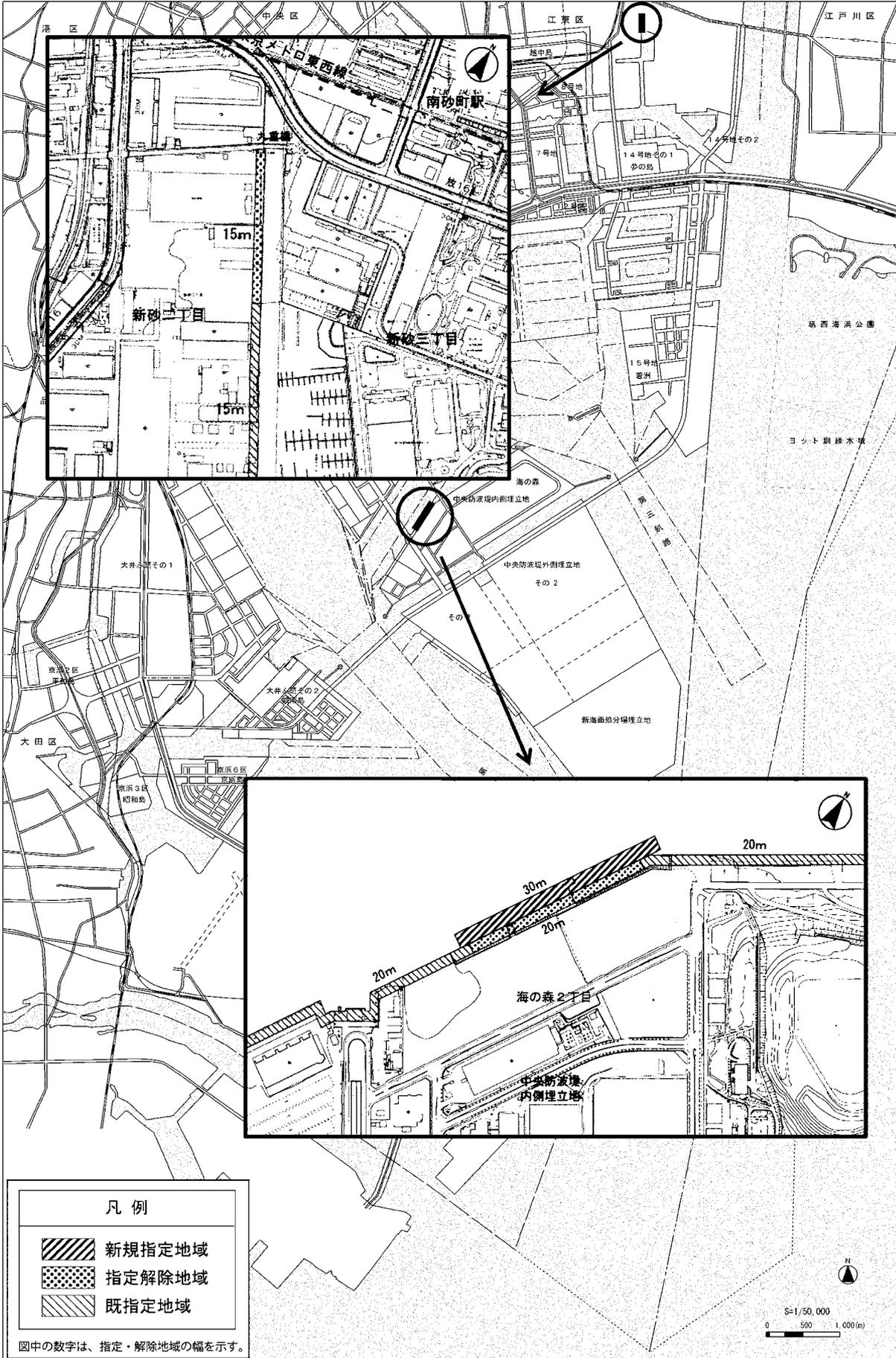
基点一 三等三角点三番台場（北緯三十五度三十八分二秒、東経百三十九度四十六分二十三秒）から五十四度五十八分三十秒六千百十九・五メートルの地点

基点二 基点一から二百七十二度四分四十一秒十五・〇メートルの地点

基点三 基点二から一度四十六分五十六秒二百六十五・四メートルの地点

基点四 基点三から九十度三十四分五十九秒十五・〇メートルの地点

東京港港湾隣接地域の指定及び指定解除



規則(教)

令和三年度における学校職員の夏季休暇の特例に関する規則を公布する。

令和三年三月五日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第二号

令和三年度における学校職員の夏季休暇の特例に関する規則

例に関する規則

令和三年度における学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則(平成七年東京都教育委員会規則第五号)第二十七条第一項の規定の適用については、同項中「七月一日から九月三十日まで」とあるのは、「五月一日から十一月三十日まで」とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示(選)

●東京都選挙管理委員会告示第十五号

次の施設について、個人演説会等を開催できる施設としての指定を取り消した旨、報告があった。

令和三年三月五日

東京都選挙管理委員会

報告年月日	区市町村選挙管理委員会名	施設の名称	所在地
令和3年2月16日	小金井市選挙管理委員会	小金井市前原町西之台会館	小金井市前原町三丁目8-1
令和3年2月16日	小金井市選挙管理委員会	小金井市東小金井駅開設記念会館	小金井市東町三丁目7-21

●東京都選挙管理委員会告示第十六号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六條第一項(同法第六條の三の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定による政治団体の届出があったので、同法第七條の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和三年三月五日

東京都選挙管理委員会

1 政党の支部

(1) 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	公職の種類 (第1号)
国民民主党東京第24区総支部	佐藤 由美	佐藤 由美	千代田区平河町2-5-3	R2. 12. 14	○	衆議院議員
国民民主党東京都第17区総支部	山崎 順子	城 信雄	千代田区二番町1-2	R2. 12. 14	○	衆議院議員
日本維新の会衆議院東京都第21選挙区支部	竹田 光明	竹田 延明	東村山市栄町2-31-1	R2. 9. 23	○	衆議院議員
立憲民主党東京都第9区総支部	山岸 一生	辻 圭悟	練馬区石神井町7-1-1 4	R2. 12. 8	○	衆議院議員

(2) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部
国民民主党東京都八王子市支部	伊藤 忠之	伊藤 由佳	八王子市中山446	R2. 12. 2	○
自由民主党東京都大田区第二十九支部	山森 寛之	工藤 育代	大田区西糀谷3-39-8	R2. 12. 4	○
自由民主党東京都町田市第五支部	星 大輔	石黒 修一	町田市野津田町3704-7	R2. 12. 7	○

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体（その他の政治団体）

(1) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日
池沢たかし後援会	新井 浅浩	村野 啓二	西東京市北町2-4-26	R2. 12. 21
笑顔咲く小平	常松 大介	小林 淳	小平市鈴木町1-248	R2. 12. 7
岡田しんぺいと頑張る会	岡田 慎平	岡田 三知子	小平市鈴木町1-290	R2. 12. 7
北口つよし後援会	北口 剛士	大塚 武	葛飾区東金町4-32-1 7	R2. 12. 3
北口つよし励ます会	北口 剛士	大塚 武	葛飾区東金町4-32-1 7	R2. 12. 3
健康志民こがねい	高木 真人	高木 七重	小金井市本町6-5-3	R2. 11. 24
小林洋子を育てる会	小林 洋子	小林 淳	小平市鈴木町1-248	R2. 12. 7
支持政党なしTOKYO	吉田 勉	吉田 勉	町田市成瀬が丘1-14-1 2	R2. 12. 25
関口えり子後援会	木崎 秀治	山田 恵美子	あきる野市草花2977	R2. 12. 2

外山まなみエールの会	鴨打 喜久男	外山 恭太	小平市小川東町2-13-6	R2. 12. 15
日本共産党金子けんたろう後援会	中平 静子	岸 正幸	杉並区浜田山3-26-27	R2. 12. 21
原田ひろこ友の会	原田 広子	田中 千代子	あきる野市留原697-2	R2. 12. 10
堀よしあき後援会	堀 吉彰	堀 千代	墨田区吾妻橋1-23-30	R2. 12. 2
森田たかし後援会	森田 崇	森田 悦子	国分寺市日吉町3-21-2	R2. 12. 21
安田けいこと生き活きねっと	安田 桂子	小山 美香	小金井市前原町3-40-1	R2. 12. 28
山崎高志後援会	山崎 高志	山崎 高志	武蔵野市中町3-8-1	R2. 12. 2

●東京都選挙管理委員会告示第十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

令和三年三月五日

東京都選挙管理委員会

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
公明党参議院東京選挙区第1総支部	菊地 とし子	主たる事務所の所在地	新宿区四谷4-29	新宿区四谷4-29-5	R2. 11. 30
国民民主党東京第24区総支部	佐藤 由美	会計責任者の氏名	上村 直毅	佐藤 由美	R2. 12. 28
国民民主党東京都総支部連合会	川合 孝典	代表者の氏名	川合 孝典	小林 正夫	R2. 12. 14
社会民主党東京都連合	羽田 圭二	会計責任者の氏名	浅田 保雄	中條 千恵子	R2. 10. 24
自由民主党東京都第八選挙区支部	石原 伸晃	会計責任者の氏名	石原 里紗	岩崎 純	R2. 12. 23
自由民主党東京都第十七選挙区支部	平沢 勝栄	会計責任者の氏名	石井 博	矢島 泰孝	R2. 12. 7
日本維新の会衆議院東京都第21選挙区支部	竹田 光明	主たる事務所の所在地	立川市曙町2-33-1	東村山市栄町2-31-1	R2. 12. 1
立憲民主党東京都第10区総支部	鈴木 庸介	主たる事務所の所在地	豊島区西池袋3-26-1	豊島区池袋2-57-6	R2. 12. 1

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体（その他の政治団体）

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
明日の西東京を創る会	指田 純	主たる事務所の所在地	西東京市北町2-4-26	西東京市新町2-5-15	R2. 12. 21
		代表者の氏名	指田 純	石田 秀世	R2. 12. 21
		会計責任者の氏名	村野 啓二	児玉 一江	R2. 12. 21
安保法制の廃止と立憲主義の回復を求める市民連合	廣渡 清吾	会計責任者の氏名	福山 真劫	佐藤 学	R2. 12. 1
池田たけし後援会	池田 武	会計責任者の氏名	林田 和雄	石井 隆祐	R2. 12. 22
井沢邦夫後援会	込山 雄茂	会計責任者の氏名	吉田 隆二	宮寺 正宜	R2. 12. 9
伊藤大気後援会	石橋 正夫	国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	R2. 12. 5
		公職の候補者の氏名及び公職の種類（第二号）	伊藤 大気、衆議院議員		R2. 12. 5
大野あつ子友の会	大野 厚子	会計責任者の氏名	山本 伸一	岡本 伸夫	R2. 12. 23
葛栄会	伊藤 正治	代表者の氏名	伊藤 正治	加瀬 武雄	R2. 12. 7
希望のまち東京をつくる会	宇都宮 健児	主たる事務所の所在地	文京区本郷3-3-1	文京区本郷1-4-6	R2. 11. 17

古城まさおにエールを送る会	古城 将夫	政治団体の名称	古城まさおにエールを送る会	古城まさお励ます会	R2. 12. 16
こにし東京後援会	小西 恵一郎	主たる事務所の所在地	世田谷区北沢2-22-16	世田谷区成城6-13-6	R2. 12. 25
西園寺みきことまんまる市民会議	西園寺 美希子	主たる事務所の所在地	武蔵野市中町1-32-5	武蔵野市中町3-11-13	R2. 12. 1
下谷医師連盟	田村 順二	代表者の氏名	田村 順二	安倍 智	R2. 12. 1
品川・生活者ネットワーク	加瀬 奈穂子	代表者の氏名	加瀬 奈穂子	井上 八重子	R2. 12. 5
新政策フォーラム	山崎 順子	公職の種類(第一号)	衆議院議員	参議院議員	R2. 12. 2
政策フォーラム東京	鈴木 龍雄	政治団体の名称	政策フォーラム東京	鈴木龍雄後援会	R2. 12. 24
		主たる事務所の所在地	東村山市栄町2-20-10	東村山市本町1-12-1	R2. 12. 24
		会計責任者の氏名	葛西 徹	石原 恒	R2. 12. 24
税理士による末松義規後援会	市瀬 寛	主たる事務所の所在地	国分寺市高木町2-14-3	国分寺市新町3-24-14	R2. 12. 1
		代表者の氏名	市瀬 寛	井上 一郎	R2. 12. 1
関口太一後援会	関口 太一	会計責任者の氏名	小鹿 謙二	鈴木 朋子	R2. 12. 1
竹谷とし子励ます会	菊地 とし子	主たる事務所の所在地	新宿区四谷4-29	新宿区四谷4-29-5	R2. 11. 30
チーム鈴木ようすけ	鈴木 庸介	主たる事務所の所在地	豊島区西池袋3-26-1	豊島区池袋2-57-6	R2. 12. 1
東京都医師政治連盟調布市支部	西田 伸一	代表者の氏名	西田 伸一	佐々木 伸彦	R2. 6. 17
東京都改革協議会	中島 徹	主たる事務所の所在地	文京区白山4-28-18	千代田区永田町1-11-1	R2. 12. 10
		代表者の氏名	中島 徹	近藤 一浩	R2. 12. 10
		会計責任者の氏名	斉藤 寿子	北條 博一	R2. 12. 10
東京都宅建政治連盟豊島支部	山口 利昭	代表者の氏名	山口 利昭	村田 明	R2. 4. 28
		会計責任者の氏名	岩崎 崇	深山 大介	R2. 4. 28
花輪ともふみ後援会	鈴木 幸香	主たる事務所の所在地	世田谷区北沢2-28-6	世田谷区代沢1-5-14	R2. 12. 20
		代表者の氏名	鈴木 幸香	花輪 智史	R2. 12. 20
		会計責任者の氏名	岡田 美香	花輪 美枝	R2. 12. 20

細田いさむ励ます会	細田 勇	政治団体の名称	細田いさむ励ます会	細田いさむ友の会	R2. 11. 27
		会計責任者の氏名	高村 直樹	小嶋 和芳	R2. 11. 27
武蔵野・生活者ネットワーク	渡部 直子	主たる事務所の所在地	武蔵野市中町1-32-5	武蔵野市中町3-11-13	R2. 12. 1
豊かな狛江をつくる市民の会	増田 善信	主たる事務所の所在地	狛江市東和泉1-1-18	狛江市東和泉2-20-12	R2. 10. 26
		会計責任者の氏名	若見 洋子	絹山 達也	R2. 10. 26
夢をかなえる社会を実現する会	鈴木 幸香	政治団体の名称	夢をかなえる社会を実現する会	花輪ともふみ後援会	R2. 12. 21
令和の政経を考える未来の会	鈴木 幸香	主たる事務所の所在地	世田谷区北沢2-28-6	世田谷区代沢1-5-14	R2. 12. 20
連合東京・地域政策を実現する会	内村 昌司	代表者の氏名	内村 昌司	白川 祐臣	R2. 12. 16
		会計責任者の氏名	二木 栄一	小林 昭浩	R2. 12. 16

●東京都選挙管理委員会告示第十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七條第一項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和三年三月五日

東京都選挙管理委員会

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	解散年月日
自由民主党東京都中野区第三十二支部	鵜飼 豊士	R2. 12. 11

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者	解散年月日
新しい時代に新しい区長を！オール大田の会	福石 満	R2. 12. 1
西栄会	浦本 武子	R2. 12. 21
日本共産党金子けんたろう後援会	松本 俊次	R2. 12. 21
日いつる国日本	松元 勝信	R2. 12. 8
山田ちひろ後援会	山田 千洋	R2. 12. 25
山根とみえ後援会	木崎 秀治	R2. 11. 15
友愛会	小野 幸雄	R2. 12. 21

●東京都選挙管理委員会告示第十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第九
九条第二項の規定による資金管理団体の指定の届出があつ
たので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称
等を次のとおり公表する。

令和三年三月五日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
岡田 慎平	市議会議員	岡田しんぺいと頑張る会	小平市鈴木町1-290	R2. 12. 7
北口 剛士	都議会議員	北口つよし後援会	葛飾区東金町4-32-17	R2. 12. 3
小林 洋子	市長	小林洋子を育てる会	小平市鈴木町1-248	R2. 12. 1
原田 広子	市議会議員	原田ひろこ友の会	あきる野市留原697-2	R2. 12. 8
堀 吉彰	区議会議員	堀よしあき後援会	墨田区吾妻橋1-23-30	R2. 11. 25
森田 崇	市議会議員	森田たかし後援会	国分寺市日吉町3-21-2	R2. 12. 15
安田 桂子	市議会議員	安田けいこと生き活きねつと	小金井市前原町3-40-1	R2. 12. 25
山崎 高志	市議会議員	山崎高志後援会	武蔵野市中町3-8-1	R2. 12. 2

●東京都選挙管理委員会告示第二十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

令和三年三月五日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
菊地 とし子	竹谷とし子励ます会	主たる事務所の所在地	新宿区四谷4-29	新宿区四谷4-29-5	R2. 11. 30
古城 将夫	古城まさおにエールを送る会	政治団体の名称	古城まさおにエールを送る会	古城まさお励ます会	R2. 12. 16
西園寺 美希子	西園寺みきことまんまる市民会議	主たる事務所の所在地	武蔵野市中町1-32-5	武蔵野市中町3-11-13	R2. 12. 1
鈴木 龍雄	政策フォーラム東京	政治団体の名称	政策フォーラム東京	鈴木龍雄後援会	R2. 12. 24
		主たる事務所の所在地	東村山市栄町2-20-10	東村山市本町1-12-1	R2. 12. 24
鈴木 庸介	チーム鈴木ようすけ	主たる事務所の所在地	豊島区西池袋3-26-1	豊島区池袋2-57-6	R2. 12. 1
中江 美和	中江みわ後援会	政治団体の名称	中江みわ後援会	なかえみわ後援会	R2. 10. 1
		主たる事務所の所在地	小平市学園東町2-13-12	小平市学園東町3-7-29	R2. 10. 1
細田 勇	細田いさむ励ます会	政治団体の名称	細田いさむ励ます会	細田いさむ友の会	R2. 11. 27

●東京都選挙管理委員会告示第二十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第九条第三項第一号の規定による資金管理団体の指定の取消し及び同項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

令和三年三月五日

東京都選挙管理委員会

1 法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
堀 吉彰	新しい政治を考える会	R2. 11. 25

2 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
山田 千洋	山田ちひろ後援会	R2. 12. 25

告 示 (公)

●東京都公安委員会告示第80号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第1条の規定に基づき技能検定員審査を実施するので、規則第2条の規定により次のとおり告示する。

令和3年3月5日

東京都公安委員会

委員長 北 井 久美子

記

1 審査の種類

- (1) 大型自動車第二種免許技能検定員審査
 - (2) 中型自動車第二種免許技能検定員審査
 - (3) 普通自動車第二種免許技能検定員審査
- 2 審査を受けようとする者の資格

次に掲げる技能検定員審査の種類に応じた書類を提示できる者

- (1) 大型自動車第二種免許技能検定員審査

大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（大型）

- (2) 中型自動車第二種免許技能検定員審査

大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（中型）又は道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第183号）附則第4条第1項の規定により中型自動車免許に係る技能検定員資格者証とみなされる技能検定員資格者証（大型）

<p>(3) 普通自動車第二種免許技能検定員審査</p> <p>大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（普通）</p> <p>3 審査項目及び審査細目</p> <p>(1) 技能検定に関する技能</p> <p>ア 技能検定員として必要な自動車の運転技能</p> <p>イ 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能</p> <p>(2) 技能検定に関する知識</p> <p>ア 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識</p> <p>イ 自動車の運転技能の評価方法に関する知識</p> <p>4 審査細目の免除</p> <p>規則第17条第1項又は第3項のいずれかの規定に該当する者</p> <p>5 審査の日時及び場所</p> <p>(1) 日時</p> <p>令和3年4月7日（水曜日）</p> <p>時間については申請書提出時に指定する。</p> <p>(2) 場所</p> <p>警視庁府中運転免許試験場（府中市多磨町三丁目1番地の1）</p> <p>6 申請手続</p> <p>(1) 申請書類</p> <p>ア 申請書（規則別記様式第1号の審査申請書とす</p>	<p>る。）</p> <p>イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルのもの）</p> <p>ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面</p> <p>(2) 受付日時</p> <p>令和3年3月18日（木曜日）及び同日19日（金曜日）の午前9時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 受付場所</p> <p>警視庁運転免許本部運転者教育課（府中市多磨町三丁目1番地の1）</p> <p>(4) 申請に関する注意事項</p> <p>ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、令和3年3月8日（月曜日）から配布する。ただし、日曜日及び土曜日を除く。</p> <p>イ 写真は、申請書に貼り付けること。</p> <p>ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。</p> <p>エ 運転免許証及び技能検定員資格者証を提示すること。</p> <p>7 審査手数料</p> <p>21,500円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）別表第2の1の項備考2に規定する額を減額する。</p> <p>8 携行品</p> <p>(1) 運転免許証</p> <p>(2) 筆記用具（黒色又は青色のボールペン）</p> <p>9 合格証明書の交付</p> <p>合格者には、規則別記様式第2号の技能検定員審査合</p>	<p>格証明書を交付する。</p> <p>10 問合せ先</p> <p>警視庁運転免許本部運転者教育課</p> <p>電話 03 (3581) 4321 内線7250-5265</p> <p>_____</p> <p>●東京都公安委員会告示第81号</p> <p>技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第1項の規定に基づき教習指導員審査を実施するので、同条第2項において準用する規則第2条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>令和3年3月5日</p> <p>東京都公安委員会 委員長 北 井 久美子 記</p>
<p>る。）</p> <p>イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルのもの）</p> <p>ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面</p> <p>(2) 受付日時</p> <p>令和3年3月18日（木曜日）及び同日19日（金曜日）の午前9時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 受付場所</p> <p>警視庁運転免許本部運転者教育課（府中市多磨町三丁目1番地の1）</p> <p>(4) 申請に関する注意事項</p> <p>ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、令和3年3月8日（月曜日）から配布する。ただし、日曜日及び土曜日を除く。</p> <p>イ 写真は、申請書に貼り付けること。</p> <p>ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。</p> <p>エ 運転免許証及び技能検定員資格者証を提示すること。</p> <p>7 審査手数料</p> <p>21,500円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）別表第2の1の項備考2に規定する額を減額する。</p> <p>8 携行品</p> <p>(1) 運転免許証</p> <p>(2) 筆記用具（黒色又は青色のボールペン）</p> <p>9 合格証明書の交付</p> <p>合格者には、規則別記様式第2号の技能検定員審査合</p>	<p>る。）</p> <p>イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルのもの）</p> <p>ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面</p> <p>(2) 受付日時</p> <p>令和3年3月18日（木曜日）及び同日19日（金曜日）の午前9時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 受付場所</p> <p>警視庁運転免許本部運転者教育課（府中市多磨町三丁目1番地の1）</p> <p>(4) 申請に関する注意事項</p> <p>ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、令和3年3月8日（月曜日）から配布する。ただし、日曜日及び土曜日を除く。</p> <p>イ 写真は、申請書に貼り付けること。</p> <p>ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。</p> <p>エ 運転免許証及び技能検定員資格者証を提示すること。</p> <p>7 審査手数料</p> <p>21,500円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）別表第2の1の項備考2に規定する額を減額する。</p> <p>8 携行品</p> <p>(1) 運転免許証</p> <p>(2) 筆記用具（黒色又は青色のボールペン）</p> <p>9 合格証明書の交付</p> <p>合格者には、規則別記様式第2号の技能検定員審査合</p>	<p>格証明書を交付する。</p> <p>10 問合せ先</p> <p>警視庁運転免許本部運転者教育課</p> <p>電話 03 (3581) 4321 内線7250-5265</p> <p>_____</p> <p>●東京都公安委員会告示第81号</p> <p>技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第1項の規定に基づき教習指導員審査を実施するので、同条第2項において準用する規則第2条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>令和3年3月5日</p> <p>東京都公安委員会 委員長 北 井 久美子 記</p>
<p>る。）</p> <p>イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルのもの）</p> <p>ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面</p> <p>(2) 受付日時</p> <p>令和3年3月18日（木曜日）及び同日19日（金曜日）の午前9時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 受付場所</p> <p>警視庁運転免許本部運転者教育課（府中市多磨町三丁目1番地の1）</p> <p>(4) 申請に関する注意事項</p> <p>ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、令和3年3月8日（月曜日）から配布する。ただし、日曜日及び土曜日を除く。</p> <p>イ 写真は、申請書に貼り付けること。</p> <p>ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。</p> <p>エ 運転免許証及び技能検定員資格者証を提示すること。</p> <p>7 審査手数料</p> <p>21,500円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）別表第2の1の項備考2に規定する額を減額する。</p> <p>8 携行品</p> <p>(1) 運転免許証</p> <p>(2) 筆記用具（黒色又は青色のボールペン）</p> <p>9 合格証明書の交付</p> <p>合格者には、規則別記様式第2号の技能検定員審査合</p>	<p>る。）</p> <p>イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルのもの）</p> <p>ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面</p> <p>(2) 受付日時</p> <p>令和3年3月18日（木曜日）及び同日19日（金曜日）の午前9時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 受付場所</p> <p>警視庁運転免許本部運転者教育課（府中市多磨町三丁目1番地の1）</p> <p>(4) 申請に関する注意事項</p> <p>ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、令和3年3月8日（月曜日）から配布する。ただし、日曜日及び土曜日を除く。</p> <p>イ 写真は、申請書に貼り付けること。</p> <p>ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。</p> <p>エ 運転免許証及び技能検定員資格者証を提示すること。</p> <p>7 審査手数料</p> <p>21,500円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）別表第2の1の項備考2に規定する額を減額する。</p> <p>8 携行品</p> <p>(1) 運転免許証</p> <p>(2) 筆記用具（黒色又は青色のボールペン）</p> <p>9 合格証明書の交付</p> <p>合格者には、規則別記様式第2号の技能検定員審査合</p>	<p>格証明書を交付する。</p> <p>10 問合せ先</p> <p>警視庁運転免許本部運転者教育課</p> <p>電話 03 (3581) 4321 内線7250-5265</p> <p>_____</p> <p>●東京都公安委員会告示第81号</p> <p>技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第1項の規定に基づき教習指導員審査を実施するので、同条第2項において準用する規則第2条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>令和3年3月5日</p> <p>東京都公安委員会 委員長 北 井 久美子 記</p>

<p>道路交通法施行令の一部を改正する政令 (平成17年政令第183号) 附則第4条第1項の規定により中型自動車免許に係る教習指導員資格者証とみなされる教習指導員資格者証 (大型)</p> <p>(3) 普通自動車第二種免許教習指導員審査 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証 (普通)</p> <p>3 審査項目及び審査細目 (1) 教習に関する技能 ア 教習指導員として必要な自動車の運転技能 イ 技能教習 (自動車の運転に関する技能の教習をいう。) に必要な教習の技能 (2) 教習に関する知識 道路運送法 (昭和26年法律第183号) 第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 (平成13年法律第57号) 第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識</p> <p>4 審査細目の免除 規則第17条第1項又は第5項のいずれかの規定に該当する者</p> <p>5 審査の日時及び場所 (1) 日時 令和3年4月7日 (水曜日) 時間については申請書提出時に指定する。 (2) 場所 警視庁府中運転免許試験場 (府中市多磨町三丁目1</p>	<p>番地の1)</p> <p>6 申請手続 (1) 申請書類 ア 申請書 (規則別記様式第1号の審査申請書とする。) イ 写真 (申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルのもの) ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面 (2) 受付日時 令和3年3月18日 (木曜日) 及び同月19日 (金曜日) の午前9時30分から午後4時まで (3) 受付場所 警視庁運転免許本部運転者教育課 (府中市多磨町三丁目1番地の1) (4) 申請に関する注意事項 ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、令和2年3月8日 (月曜日) から配布する。ただし、日曜日及び土曜日を除く。 イ 写真は、申請書に貼り付けること。 ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。 エ 運転免許証及び教習指導員資格者証を提示すること。 7 審査手数料 12,450円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例 (平成12年東京都条例第99号) 別表第2 1の項備考3に規定する額を減額する。 8 携行品</p>	<p>(1) 運転免許証 (2) 筆記用具 (黒色又は青色のボールペン)</p> <p>9 合格証明書の交付 合格者には、規則別記様式第8号の教習指導員審査合格証明書を交付する。</p> <p>10 問合せ先 警視庁運転免許本部運転者教育課 電話 03 (3581) 4321 内線7250-5265</p>
<p style="text-align: center;">告 示 (海区漁調)</p> <p>●東京漁調指示第四号 東京海区におけるうみがめの採捕について、漁業法 (昭和二十四年法律第二百六十七号) 第百二十条第一項の規定に基づき、次のとおり指示する。 令和三年三月五日 東京海区漁業調整委員会 会長 有 元 貴 文</p> <p>(採捕の制限) 一 東京海区 (東京都内湾海域を除く。) において、うみがめ科のあかうみがめ (卵を含む。) 及びたいまい (卵を含む。) (以下これらを「うみがめ」という。) を採捕してはならない。ただし、東京海区漁業調整委員会 (以下「委員会」という。) の採捕の承認を受けた者については、この限りでない。 (採捕の承認) 二 うみがめの採捕をしようとする者は、次のとおり委員会の承認を受けなければならない。 (一) 承認の対象となる者</p>		

承認の対象となる者は、採捕の目的が次のいずれかに該当する者でなければならない。

- ア 試験又は研究の用に供する者
- イ 増殖の用に供する者
- ウ 委員会が特に認めたる者

(二) 雌がめの採捕禁止

(一)ウにより承認を受けた者であっても、雌がめは採捕してはならない。

(三) 承認書の携帯

うみがめの採捕の承認を受けた者は、採捕の際、委員会が交付した承認書を所持しなければならない。

(四) 採捕報告書の提出義務

うみがめの採捕の承認を受けた者は、採捕終了後三十日以内に、採捕報告書を委員会に提出しなければならない。

(五) 承認の取消し

委員会は、資源保護上必要があると認めるときは、承認を取り消すことができる。

(六) 取扱要領

この指示に定めるもののほか、採捕の承認に関する取扱いについては、別に委員会が定めるところによる。

(指示の有効期間)

三 この指示の有効期間は、令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までとする。

規程(交)

●交通局規程第三号

令和三年度における東京都交通局企業職員の夏季休暇の

特例に関する規程を次のように定める。

令和三年三月五日

東京都交通局長 内 藤 淳

令和三年度における東京都交通局企業職員の夏季休暇の特例に関する規程

令和三年度における東京都交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程(平成七年交通局規程第十四号)第二十六条第一項の規定の適用については、同項中「七月一日から九月三十日まで」とあるのは、「五月一日から十一月三十日まで」とする。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

規程(水)

●東京都水道局管理規程第三号

令和三年度における東京都水道局職員の夏季休暇の特例に関する規程を次のように定める。

令和三年三月五日

東京都水道局長 浜 佳葉子

令和三年度における東京都水道局職員の夏季休暇の特例に関する規程

令和三年度における東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程(平成七年東京都水道局管理規程第四号)第三十条第一項の規定の適用については、同項中「七月一日から九月三十日まで」とあるのは、「五月一日から十一月三十日まで」とする。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

規程(下水)

●東京都下水道局管理規程第二号

令和三年度における東京都下水道局企業職員の夏季休暇の特例に関する規程を次のように定める。

令和三年三月五日

東京都下水道局長 和賀井 克 夫

令和三年度における東京都下水道局企業職員の夏季休暇の特例に関する規程

令和三年度における東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程(平成七年東京都下水道局管理規程第二号)第三十条第一項の規定の適用については、同項中「七月一日から九月三十日まで」とあるのは、「五月一日から十一月三十日まで」とする。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

公 告

令和二年度行政書士試験合格者の合格の取消しについて

行政書士法(昭和二十六年法律第四号)第四条第一項の規定に基づき、一般財団法人行政書士試験研究センターが令和二年十一月八日に実施し、令和三年一月二十七日付公告で公告した令和二年度行政書士試験の合格者について、次に掲げる者の合格を取り消したので公告する。

令和三年三月五日

東京都知事 小 池 百合子

受験番号 二五五三〇四三

令和二年度行政書士試験合格者の追加決定について

行政書士法(昭和二十六年法律第四号)第四条第一項の規定に基づき、一般財団法人行政書士試験研究センターが令和二年十一月八日に実施し、令和三年一月二十七日付公告で公告した令和二年度行政書士試験の合格者について、次に掲げる者の合格を追加決定したので、行政書士法施行細則(昭和二十六年東京都規則第六十一号)第三条の規定により公告する。

令和三年三月五日

東京都知事 小池 百合子

受験番号 二五五三〇三四

認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十九条第二項第三号に掲げる事項に係る定款の変更の届出があったので、同法第五十三条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。

令和三年三月五日

東京都知事 小池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人 green bird

二 代表者の氏名

福田 圭祐

三 主たる事務所の所在地

東京都渋谷区神宮前六丁目三十五番三号 コーポオリ
ンピア七三二号

認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第五十三条第一項に規定する代表者の氏名の変更の届出があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。

令和三年三月五日

東京都知事 小池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人 P I E C E S

二 代表者の氏名

小澤 いぶき

三 主たる事務所の所在地

東京都文京区本郷三丁目四十番十号 三翔ビル本郷四

F

一 名称

特定非営利活動法人高麗博物館

二 代表者の氏名

村上 啓子

三 主たる事務所の所在地

東京都新宿区大久保一丁目十二番一号 第二韓国広場ビル

東京ウイメンズプラザの休館について

東京ウイメンズプラザ条例(平成七年東京都条例第二十二号)第三条ただし書の規定により、東京ウイメンズプラザを次のとおり臨時休館する。

令和三年三月五日

東京都知事 小池 百合子

一 期日 令和三年四月二十一日、同年五月十九日、同年六月十六日、同年七月十八日、同月二十一日、令和三年八月十八日、同年九月十五日、同年十月二十日、同年十一月十七日、同年十二月十五日、令和四年一月十九日、同年二月十六日及び同年三月十六日

二 理由 施設等の整備及び保守点検のため

令和三年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施について

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第十三条の規定に基づき、令和三年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、試験に関する事務は、建築士法第十五条の六第一項の規定に基づき指定した公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

令和三年三月五日

東京都知事 小池 百合子

一 試験実施の期日及び時間

(一) 学科の試験

ア 二級建築士

令和三年七月四日(日曜日)

午前九時四十五分から午後五時二十分まで

イ 木造建築士

令和三年七月十一日 (日曜日)

午前九時四十五分から午後五時二十分まで

(二) 設計製図の試験

ア 二級建築士

令和三年九月十二日 (日曜日)

午前十時四十五分から午後四時まで

イ 木造建築士

令和三年十月十日 (日曜日)

午前十時四十五分から午後四時まで

二 試験実施の場所

(一) 学科の試験

ア 二級建築士

拓殖大学 文京区小日向三丁目四番十四号

東京大学 目黒区駒場三丁目八番一号

中央工学校 北区王子本町一丁目二十六番十七号

読売理工医療福祉専門学校 文京区小石川一丁目

一番一号

日本大学経済学部 千代田区神田三崎町一丁目三

番二号

イ 木造建築士

中央工学校 北区王子本町一丁目二十六番十七号

(二) 設計製図の試験

ア 二級建築士

東京大学 目黒区駒場三丁目八番一号

中央工学校 北区王子本町一丁目二十六番十七号

読売理工医療福祉専門学校 文京区小石川一丁目

一番一号

早稲田大学 新宿区戸山一丁目二十四番一号

イ 木造建築士

中央工学校 北区王子本町一丁目二十六番十七号

三 受験申込手続

受験申込みについては、原則として新規受験者を含めた全ての者がインターネットによる受験申込みを行うこと。ただし、インターネットによる受験申込みを行うことができない正当な理由がある場合(身体に障がいがありインターネットの利用が困難である等)は、令和三年四月七日(水曜日)までに公益財団法人建築技術教育普及センター本部(千代田区紀尾井町三番六号紀尾井町パークビル)(電話番号 〇三六二六一三三三〇)に申し出ること。

(一) 受験申込受付期間及び受付時間

令和三年四月一日(木曜日)から同月十五日(木曜日)まで

受付開始日の午前十時から受付終了日の午後四時まで

で

(二) 受験申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(<https://www.jaic.or.jp/>)において、必要な事項を入力し申し込むこと。

四 「学科の試験」の免除の申請

「学科の試験」の免除の申請は、令和元年若しくは令和二年の試験(他の都道府県知事が行ったものを含む。)の「学科の試験」の合格通知書又は令和元年若しくは令和二年の「設計製図の試験」の不合格の通知書で

令和三年の「学科の試験」が免除できる旨記載されたものを貼付することにより行う。

五 受験票の交付

受験票(受験番号、試験場等を明記したもの)については、原則として令和三年六月十八日(金曜日)(予定)に受験有資格者にマイページ(インターネットによる受付において受験申込手続完了後から利用できる受験者専用のページ)において交付する。

インターネットによる受付が行えなかった者の受験票については、原則として令和三年六月十八日(金曜日)(予定)に、受験有資格者宛てに発送する。

六 合格者の発表

令和三年十二月二日(木曜日)(予定)

なお、「学科の試験」については、二級建築士を令和三年八月二十四日(火曜日)(予定)に、木造建築士を同年九月七日(火曜日)(予定)に発表する。

七 合否の通知

合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

八 合否判定基準の公表

合格者の発表の際に、知事の決定した合否判定基準を公益財団法人建築技術教育普及センター関東支部等に掲示する。

九 その他

(一) 「設計製図の試験」の課題は、令和三年六月九日(水曜日)(予定)から公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(<https://www.jaic.or.jp/>)において公表する。

(二) 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出ること。

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和三年三月五日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

許可を受けた者の住所及び氏名

清瀬市中里三丁目九百四十一番一

西東京市東伏見三丁目八番十三号

ティーアラウンド株式会社
代表取締役 大橋 博範

小平市花小金井南町一丁目八百九十番五十二並びに九百四十九番四及び九百九十三番一の各一部

小平市小川町二丁目千三百三十三番地
小平市長 小林 正則

東久留米市南沢三丁目二百七番三、同番五、九百三十五番一及び九百三十七番一

西東京市芝久保町四丁目二十六番三号
株式会社東栄住宅
代表取締役 佐藤 千尋

低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器の認定について

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成十二年東京都条例第二百五号）第二百二十七条第二項に規定する窒素酸化物及び二酸化炭素の排出量が少ないと認めら

れる機器について、東京都低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器認定要綱（平成元年二月十六日付六十三環大規第二百二号）第六条第一項の規定により、次のように認定したので、同要綱第九条第一項の規定に基づき公告する。

令和三年三月五日

東京都知事 小池 百合子

一 認定した機器等

グレードAA

別記のとおり

二 認定年月日

令和三年二月二日

別記

グレードAA

認定番号

認定機器の種類

代表型式の名称

申請者の氏名又は名称

GA A二〇三〇〇一	冷水水発生機	NH J一〇〇80HN5Aほか百七型式	川重冷熱工業株式会社
GA A二〇三〇〇二	同右	NH G一〇100AN6Aほか百八型式	同右
GA A二〇三〇〇三	同右	NH G一〇080BN5Aほか五十三型式	同右
GA A二〇三〇〇四	同右	HA U一BGH70EXKAほか七型式	日立ジョンソンコントロールズ空調株式会社
GA A二〇三〇〇五	同右	HA U一BGN70EXKAほか七型式	同右
GA A二〇三〇〇六	同右	HA U一BGH80EXKAほか七型式	同右
GA A二〇三〇〇七	同右	HA U一BGN80EXKAほか七型式	同右
GA A二〇三〇〇八	同右	HA U一BGH100EXKほか十一型式	同右
GA A二〇三〇〇九	同右	HA U一BGN100EXKほか十一型式	同右

令和三年度製菓衛生師試験の実施について

製菓衛生師法(昭和四十一年法律第百十五号。以下「法」という。)第四条第一項の規定により、令和三年度製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

令和三年三月五日

東京都知事 小池 百合子

一 受験資格

次のいずれかに該当する者

- (一) 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十条に規定する者であつて、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において一年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの
- (二) 学校教育法第五十七条に規定する者であつて、二年以上菓子製造業(食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第五十一条に規定する営業のうち菓子製造業をいう。以下同じ。)に従事したもの
- (三) 法の施行の際(昭和四十一年十二月二十六日)現に菓子製造業に従事していた者(学校教育法第五十七条に規定する者を除く。)であつて、菓子製造業に従事した期間が、法の施行の日において三年を超えているもの又は同日後三年を超えるに至ったもの
- (四) 沖繩の復帰の際(昭和四十七年五月十五日)現に沖繩において菓子製造業に従事していた者であつて、菓子製造業に従事した期間が、沖繩の復帰の日において三年を超えているもの又は同日後三年を超えるに至ったもの

なお、旧国民学校令(昭和十六年勅令第四百十八号)

による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校の二年の課程を修了した者又は厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者は、学校教育法第五十七条に規定する者とみなす。

二 試験科目

衛生法規、公衆衛生学、食品学、食品衛生学、栄養学並びに製菓理論及び実技。ただし、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）による菓子製造に係る一級若しくは二級又はパン製造に係る特級、一級若しくは二級の技能検定に合格した者は、製菓理論及び実技の試験科目を免除する。

三 試験の日時及び場所

- (一) 日時
令和三年六月五日（土曜日）午前十一時から午後一時まで（製菓理論及び実技の試験科目の免除を受ける者は、午前十一時から午後零時三十分まで）
- (二) 場所
学校法人後藤学園（豊島区南池袋三丁目十二番五号）

四 提出書類

- (一) 製菓衛生師試験受験願書兼受験台帳
- (二) 卒業証明書（中学校（中学校、高校、高専、短大、大学又は専修学校（高等課程又は専門課程に限る。））卒業以上のもの。一）に該当する者は、製菓衛生師養成施設の卒業（修了）証明書）
- (三) 受験票
- (四) 写真台帳

(五) 写真（出願前六か月以内に撮影した無帽、上半身正面向きで、縦四センチメートル横三センチメートルのもの）

(六) 受験票送付用封筒（八十四円切手を貼ったもの）

(七) 領収証書（受験手数料納付後のもの）

(八) 製菓業務従事証明書（一）に該当する者を除く。）

(九) 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）による菓子製造に係る一級若しくは二級又はパン製造に係る特級、一級若しくは二級の技能検定合格証書及びその写し（製菓理論及び実技の試験科目の免除を受ける者に限る。）

なお、現在の氏名が（二）、（八）又は（九）の書類に記載されている氏名と相違する場合は、氏名の変更を確認できる戸籍抄（謄）本等を提出すること。

五 受験手数料

九千五百円

六 受験願書の受付日時及び場所

- (一) 一般郵送受付
令和三年四月一日（木曜日）から同月三十日（金曜日）まで（当日消印有効）
- (二) 団体窓口受付（五名以上）
令和三年四月七日（水曜日）から同月十三日（火曜日）までの午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

七 合格発表

東京都福祉保健局健康安全課（郵便番号一六三―八〇〇― 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第一本庁舎三十階）

令和三年七月十六日（金曜日）午前十時から午後五時まで、東京都福祉保健局健康安全課（東京都庁第一本庁舎三十階）に合格者の受験番号を掲示して発表するとともに、同日午前十時から東京都福祉保健局ホームページ（<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/index.html>）上に合格者の受験番号を掲載する。

八 その他

(一) 受験願書用紙は、平日については、東京都福祉保健局健康安全課、都内各保健所及び島しょ保健所各出張所（支所を含む。）並びに利島村、御蔵島村及び青ヶ島村の各村役場並びに新島村役場式根島支所において、令和三年四月一日（木曜日）から同月三十日（金曜日）まで配布する。

土曜日、日曜日及び祝日については、東京観光情報センター都庁本部（東京都庁第一本庁舎一階北側）において、令和三年四月一日（木曜日）から同月三十日（金曜日）まで配布する。

- (二) 詳細については、前記健康安全課（電話〇三（五三二〇）四三五八）に問い合わせること。

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう

とする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和三年三月五日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

令和三年三月五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 (仮称)美ささ不動産西八王子駅前商業施設ビル
- 二 店舗所在地 八王子市散田町三丁目七百四十五番一ほか
- 三 設置者名 美ささ不動産株式会社
- 四 設置者住所 八王子市散田町三丁目十七番六号
- 五 小売業を行う者の氏名又は名称 株式会社スーパリアルプスほか未定
- 六 新設をする日 令和三年九月三十日
- 七 店舗面積の合計 三千六百五十八平方メートル
- 八 駐車場の位置及び収容台数 店舗内 七十三台
- 九 駐輪場の位置及び収容台数 店舗内 百三十二台
- 十 荷さばき施設の位置及び面積 店舗内 八十平方メートル
- 十一 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗内 二十二・七一立方メートル
- 十二 小売業を行う者の開店時刻 午前九時
- 十三 小売業を行う者の閉店時刻 午後十時四十五分

十四 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時三十分から午後十一時まで

十五 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 一箇所 店舗東側

十六 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十一時まで

十七 届出日 令和三年一月二十九日

十八 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十九 縦覧期間 令和三年三月五日から同年七月五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

二十 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体

あつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和三年三月五日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

令和三年三月五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 西武池袋本店・池袋バルコ・池袋ショッピングパーク
 - 二 店舗所在地 豊島区南池袋一丁目二十八番一号ほか
 - 三 設置者名 株式会社セブン&アイ・アセットマネジメントほか五名
 - 四 設置者住所 千代田区二番町八番地八ほか
 - 五 変更前の駐車場の位置及び収容台数 隔地 千百一台
 - 六 変更後の駐車場の位置及び収容台数 隔地 七百七十一台
 - 七 変更日 令和三年十月十二日
 - 八 届出日 令和三年二月九日
 - 九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
 - 十 縦覧期間 令和三年三月五日から同年七月五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
 - 十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
- 大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六
条第五項の規定により大規模小売店舗の廃止について届出
があったので、同条第六項の規定により次のとおり公告す
る。

令和三年三月五日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 ワチノビル

二 店舗所在地 町田市小川四丁目十七番五号

三 設置者名 有限会社つくし野興産

四 店舗面積の合計 平成三十年十月二十九日

が千平方メートル以下となる日

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要に
ついて

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八
条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る
意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり
意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和三年三月五日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 (仮称) 江東区東雲1丁目複合プロジェ
クト

二 店舗所在地 江東区東雲一丁目十一番二十六

三 設置者名 合同会社かがやきシニアレジデンス

四 意見

ア 聴取者 江東区長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 令和三年二月十六日

五 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課
(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間

令和三年三月五日から同年四月五日まで。
ただし、東京都の休日に関する条例（平
成元年東京都条例第十号）に定める休日
を除く。

七 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。
ただし、正午から午後一時までを除く。

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定
により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、
公告する。

令和3年3月5日

東京都収用委員会

会長 加々美 光 子

- 1 起業者の名称 東京都
- 2 事業の種類 町田市計画道路事業3・3・36号相原
鶴間線及び3・4・38号町田中央線
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、
地番、地目及び地積等
- 4 土地所有者の氏名及び住所
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏
名、住所及びその権利の種類
- 6 裁決手続開始決定年月日 令和3年2月26日

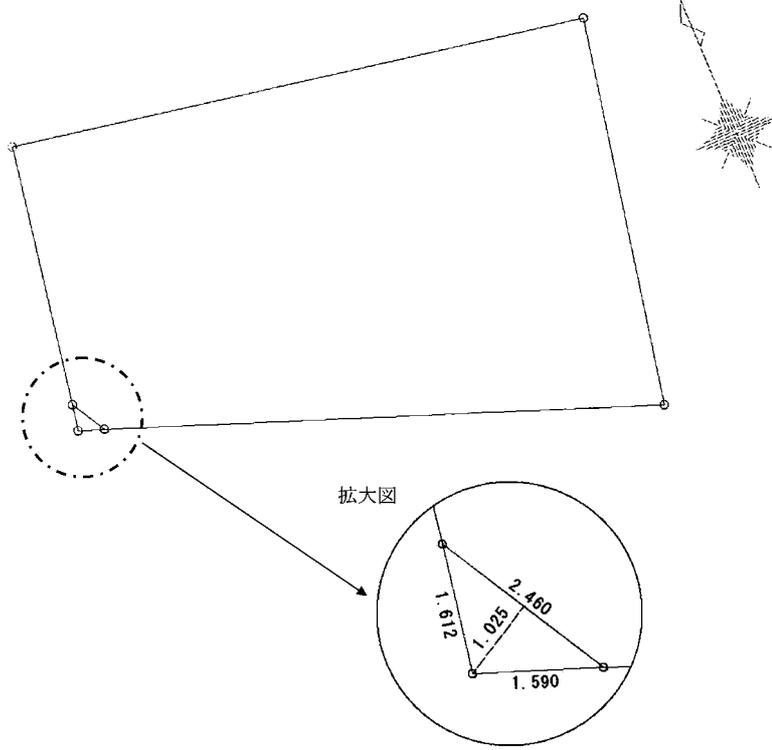
別記のとおり

別記

裁決手続の開始を決定した土地					土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			備考	
所在	地番	地目	登記簿上の地積	実測地積	取用しようとする土地の面積	氏名	住所	氏名	住所		権利の種類
東京都町田市 本町田字十六号	2031番1	畑	m ² 555	m ² 734.04	m ² 1.26	大沢千代野	東京都町田市 本町田 2031 番地 8				別 図 の と お り

別 図

裁決手続の開始を決定した土地
東京都町田市本町田字十六号2031番1のうち
1. 26平方メートル



単位：メートル

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定 価
本号
一箇月 七〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

